

平成24年度諫早市住宅用太陽光発電システム導入費補助金 交付要領

1 目的

市は、地球温暖化防止対策の一環として自然エネルギーの利用の促進を図るため、太陽光発電システムを導入する者に対し、予算の範囲内において諫早市住宅用太陽光発電システム導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、諫早市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところによる。

2 定義

この要領において「太陽光発電システム」とは、太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置で、太陽光発電普及拡大センターが定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程（平成20年12月24日J-PEC第0810-0007号）第4条に規定するものをいう。

3 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者は、市内の住宅（店舗、事務所等との兼用のものを含む。以下同じ。）に太陽光発電システムを設置する者（以下「一般用補助対象者」という。）又は建売住宅供給者から太陽光発電システムの設置された市内の住宅の引渡しを受ける者（以下「建売用補助対象者」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者（実績報告書の提出期限までに市内に住所を有することとなる者を含む。以下同じ。）又は単身赴任等の事由により一時的に市内に住所を有していない者であって、生計を一にする家族が市内に住所を有する者
- (2) 電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を締結できる者

- (3) 太陽光発電システムを設置する住宅が自らの所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けている者
- (4) 市税等を完納している者
- (5) 過去にこの補助金の交付を受けていない者

4 補助対象経費、補助額及び補助対象基数

(1) 補助対象経費

太陽光発電システムの設置に要する費用のうち市長が適当と認めるものとする。

(2) 補助額

太陽光発電システム1基当たり6万円以内で市長が認める額とする。

(3) 補助対象基数

補助金の交付を受けることができる太陽光発電システムの基数は、1世帯につき1基限りとする。

5 申請書に添付すべき書類

規則第4条の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 一般用補助対象者にあつては、太陽光発電システム設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又はこれに準ずると市長が認める書類の写し

(3) 建売用補助対象者にあつては、太陽光発電システム設置に係る費用の内訳が記載された売買契約書の写し

(4) 設置予定箇所の位置図

(5) 住宅が自らの所有でない場合にあつては、所有者の設置承諾書

(6) その他市長が必要と認める書類

6 実績報告

規則第14条の規定による実績報告書の提出期限は、一般用補助対象者にあつては太陽光発電システムの設置工事が完了した日

から、建売用補助対象者にあつては太陽光発電システムの設置された住宅の引渡しが完了した日から、それぞれ30日以内又は平成25年3月31日のいずれか早い日とし、実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成果書
- (2) 太陽光発電システムの設置状況を示す写真
- (3) 太陽光発電システムの設置に係る領収書の写し
- (4) 電力会社との余剰電力受給契約書の写し
- (5) 太陽光発電システムの出力対比表
- (6) 特殊工事がある場合にあつては、その工事内容を証明する写真
- (7) その他市長が必要と認める書類